

## 分別解体等の方法等(別紙)

### 1 分別解体等の方法

□建築物に係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	建築設備、内装材等	建築設備、内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	外装材及び上部構造部分	外装材及び上部構造部分の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他( )	その他の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

・建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎又は基礎ぐい	基礎又は基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	上部構造部分及び外装	上部構造部分及び外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	建築設備、内装等	建築設備、内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用
	その他( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業及び機械作業の併用

2 解体工事に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_円

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) \_\_\_\_\_円

注 1 2は、解体工事の場合に記入すること。

2 2の解体工事に要する費用には、仮設費及び運搬費は含まないこと。

3 4の再資源化等に要する費用には、運搬費を含むこと。

4 変更契約の際は、当該変更にかかる内容のみを記載すること。